

様式第1号(甲) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和元年 5月28日

堺市議会議長 三宅 達也 様

会派の名称 自由民主党・市民クラブ

代表者氏名 池 尻 秀 樹

経理責任者氏名 西 川 良 平



堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、平成 31年度  
政務活動費について次のとおり報告します。

収 入 (単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	240,000	@30,000円 × 8人 × 1ヶ月 = 240,000 円
収 入 合 計	240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費			
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費			
広 報 ・ 広 聴 費			
人 件 費	80,000	80,000	アルバイト職員の雇用
事 務 ・ 事 務 所 費	17,621	17,621	Wi-Fi 通信費、コピー機リース料及びコピーカウンター料金
支 出 合 計	97,621	97,621	

平成31年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
人件費	H31.4.1～ H31.4.30	会派所属議員の市政相談・政務調査にかかる補助業務並びに関係書類の作成の為、自由民主党・市民クラブ会派にて雇用した。
事務・事務所費	H31.4.1～ H31.4.30	Wi-Fi 通信費（会派控室の通信環境確保のため、Wi-Fi を設置した） コピー機リース料及びコピーカウンター料金（会派控室にカラー印刷の可能なコピー機を設置した）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
31.4.10		240,000		240,000	4月分受入れ		
31.4.19	1		80,000	160,000	人件費	⑧	
31.4.20	2		12,673	147,327	コピー機リース料及びコピーカウンター 料金	⑨	
31.4.25	3		4,948	142,379	Wi-Fi通信費	⑨	
月 計		240,000	97,621				
累 計		240,000	97,621	142,379			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

ふりがな	[REDACTED]	
被雇用者の氏名	[REDACTED]	
生年月日	[REDACTED]日	
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]	
雇用期間 (雇用開始日)	平成31年 4月 1日 ~ 平成32年 3月 31日	
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)	
勤務時間数	20 時間 / 週 (1日 5 時間× 4日 / 週)	
賃金額	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	80,000 円
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ( ) 活動	
按分		<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 時間 (週勤務時間数) 時間
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。	
備考		


※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

## 雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 日生
現 住 所	郵便番号 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
下記の条件で契約します。		
雇用期間	平成 3 1 年 4 月 1 日から 平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで	
就業場所	堺市役所 自由民主党・市民クラブ 会派控室	
仕事内容	会派所属議員の政務活動にかかる補助及び関係書類の作成	
就業時間 (休憩時間)	午前 1 0 時 0 0 分から 午後 4 時 0 0 分まで ( うち休憩時間は 1 2 時から 1 3 時まで )	
休 日	土、日、祝、年末年始、年間 1 0 日有給休暇	
給与 (賃金)	月給 80,000 円	
給与支払	毎月 15 日締め 2 0 日支払	
給与振込先	【現金払い】	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">平成 3 1 年 4 月 1 日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;"> <p>雇用者</p> <p>自由民主党・市民クラブ 代表 野里 文盛</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>被雇用者</p> <p>[REDACTED]</p> </div> <div style="text-align: right;">  </div> </div>		

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月	10:00	16:00	05:00		政務活動補助業務
2	火	10:00	16:00	05:00		政務活動補助業務
3	水					
4	木	10:00	16:00	05:00		政務活動補助業務
5	金	10:00	16:00	05:00		政務活動補助業務
6	土					
7	日					
8	月	10:00	16:00	05:00		政務活動補助業務
9	火					
10	水					
11	木	10:00	16:00	05:00		政務活動補助業務
12	金	10:00	16:00	05:00		政務活動補助業務
13	土					
14	日					
15	月	10:00	16:00	05:00		政務活動補助業務
16	火	10:00	16:00	05:00		政務活動補助業務
17	水					
18	木	10:00	16:00	05:00		政務活動補助業務
19	金	10:00	16:00	05:00		政務活動補助業務
20	土					
21	日					
22	月	10:00	16:00	05:00		政務活動補助業務
23	火					
24	水	10:00	16:00	05:00		政務活動補助業務
25	木	10:00	16:00	05:00		政務活動補助業務
26	金	10:00	16:00	05:00		政務活動補助業務
27	土					
28	日					
29	月					
30	火	10:00	16:00	05:00		政務活動補助業務
合計				80:00	0:00	
出勤日数				16日		



# 契 約 書

発注者 自民党市民クラブ（以下「発注者」という。）と、受注者 株式会社SOAソリューションズ（以下「受注者」という。）とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、以下の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

## （契約目的）

第1条 この契約は、受注者が複合機等を発注者の使用に供し、複合機等が正常な状態で稼動出来るように保守を行い、発注者がこれに対して受注者へ使用料を支払うことについて必要な事項を定めることを目的とする。

## （機種および設置場所）

第2条 複合機等の機種、機能、設置場所および数量は、別紙のとおりとする。

## （契約期間）

第3条 契約期間は、平成31年2月1日から平成36年1月31日までとする。

## （使用料の単価）

第4条 複合機等の使用料の単価および料金計算は、別紙のとおりとする。

## （枚数の報告）

第5条 受注者は、毎月末日に、モノクロの印刷枚数およびカラーの印刷枚数を発注者へ報告し、発注者の確認を受けなければならない。

## （使用料の請求）

第6条 受注者は前条の確認を受けた印刷枚数に基づき、毎月分の使用料を翌月に請求する。

## （使用料の支払）

第7条 発注者は請求を受理したときは翌月末日以内に使用料を支払うものとする。

## （複合機等の保守）

第8条 受注者は、発注者が複合機等を常時正常な状態で使用出来るように、発注者から複合機等が故障した旨の連絡を受けたときは、直ちに技術員を設置場所に派遣して修理に着手し、複合機等を正常な状態に回復させなければならない。

## （負担の範囲）

第9条 受注者は、ドラム、ドラムカートリッジ、感光体ベルト等の感光体およびデベロッパーに関し、コピーの画質維持のために必要と認めたときは、これを受注者の負担で取り替えるものとする。

- 2 前項に規定する部品以外については、発注者の負担により部品を調達し、受注者の負担により修理を行うものとする。

(複合機等の所有権)

第10条 複合機等の所有権は、受注者に属する。

- 2 発注者は、複合機等が受注者の所有であることを示す表示等を毀損するなど複合機等の原状を変更するような行為および消耗品等を他に流用するような行為を行ってはならない。

(権利もしくは義務の譲渡)

第11条 発注者または受注者は、この契約によって生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、相手方の承認を得た場合はこの限りではない。

(損害賠償)

第12条 受注者は、発注者が故意または重大な過失によって複合機等に損害を与えたときは、修理に要した費用を発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定にかかわらず、動産総合保険等で補填された損害に対しては、発注者に対する請求を行わない。

- 3 受注者は、契約を実施するにつき、故意又は過失によって、発注者の財産を紛失または毀損したときは、発注者に対し損害賠償の責を負うものとする。ただし、受注者の責に帰さない事由による場合はこの限りではない。

(秘密の保持)

第13条 受注者は、この契約の実施にあたって知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。

(契約の解除等)

第14条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (2) 受注者の契約事項の処理が不相当と発注者が認めたとき。
- (3) 受注者がこの契約を履行することができないと発注者が認めたとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を



加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。  
二 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項第1号および第4号の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は据付費用に相当する額を違約金として発注者へ支払うものとする。

3 第1項第2号および第3号の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、発注者にその損失の補償を請求することができない。

(5) 甲又は乙は、相手方が正常な理由なくしてこの契約の条約の条項に違反したときは、文書をもって通知し、この契約を解除することができる。

但し、甲は乙に契約満了までの残期間の賃貸借料金を一括で支払わなければならない。

(複合機等および消耗品等の返還)

第15条 発注者は、この契約が終了したときは、複合機等および残存している消耗品等を速やかに受注者に返還できる状態にしておかなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第16条 契約事項の処理に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のため必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が受注者の責に帰さない事由により生じたものについてはこの限りではない。

(調査等)

第17条 発注者は、受注者の契約事項の処理について、随時に調査しもしくは、必要な報告を求めることができる。

(契約内容の変更等)

第18条 発注者は、必要がある場合には、契約の内容を変更し又は契約を一時中止することができる。この場合において、使用料を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(その他)

第19条 この契約に定めのない事項またはこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成して、発注者、受注者が記名捺印のうえ1通を保有する。

平成31年 2月 1日

発注者 堺市堺区南瓦町3番1号  
自民党市民クラブ  
野里 文盛

受注者 守口市八島町1番12号  
株式会社SOAソリューションズ  
取締役 松田 英男

別紙

契約対象機種・機能・設置場所・数量および使用料

機種 コニカミノルタ 複合機 bizhubC258

機能 コピー、プリンタ、スキャン、FAX

設置場所 堺市堺区南瓦町3番1号

数量 1セット

使用料 月定額料 10,000円 (消費税別)

最低料金 1,000円 (消費税別)

モノクロ片面1枚の印刷につき 1.5円 (消費税別)  
(1円未満の端数が出た場合は四捨五入とする。)

カラー片面1枚の印刷につき 10円 (消費税別)